

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、ミッションである『“MEMBERSHIP”で、心豊かな社会を創る』の実現に向け、すべてのステークホルダーに配慮した経営を行うとともに、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、継続的なコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

当社グループは、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、Webサイト上に公開しております。
<https://www.members.co.jp/ir/corporate/governance20200618.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則3-1<2>英語での情報の開示・提供】

現在、当社における外国人株主数とその所有比率がそれぞれ低いことから、英語での情報開示については行っておりませんが、海外株主の比率等を注視し、今後の課題として検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、他の上場会社の株式については、原則保有しないことを基本方針としております。

当社グループの中長期的な発展に寄与すると認められる場合には、取締役会において当社グループの利益に資するかどうか等勘案し、保有の合理性を検証した上で、保有可否を判断します。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、その検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行います。対話の実施によっても、改善が認められない株式については、適宜・適切に売却します。保有株式の議決権の行使については、対象となる議案につき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行います。これらの取組みにより、保有株式の議決権の行使について、適切な対応を確保できると考えております。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、役員や主要株主等との取引（関連当事者取引）を行う場合において、かかる取引が株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会規則において当該取引の承認を決議事項として定め、取締役会が当該取引の必要性及び合理性を踏まえて承認の是非を判断するものとしております。

当社は、前記の関連当事者間の取引の有無を把握すべく、役員及びその近親者（二親等以内）と当社グループとの取引の有無等を定期的に各役員に確認しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は選択性確定給付企業年金制度を導入しており、制度運営にあたっては総務・労務を担当する部門が管轄しております。加えて外部アドバイザーを起用して専門能力・知見を補完することで、適切な運営体制を構築します。

当社は、受益者への安定的な年金給付を将来にわたって行うため、安全かつ効率的に運用することを柱として、資産運用については、委託先金融機関の助言を受けながら適正な管理を行っております。

【原則3-1. 情報開示の充実(1)(2)(3)】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画・経営方針

当社グループは、ミッション（経営理念）に『“MEMBERSHIP”で、心豊かな社会を創る』ことを掲げ、本業を通じて持続可能な社会の創造に貢献するデジタルクリエイターの集団です。

本経営理念の下、高度な専門知識・スキルと高いモチベーションを持った社員の採用・育成、また、品質マネジメントシステム等の経営基盤の構築・改善を通じ、顧客企業に対して競争力のある高品質なサービスを提供するとともに、高い収益性・成長性を実現する体制を築いてまいります。

当社グループは、主力サービスとして大手企業向けにデジタル時代のビジネス成果とユーザー体験をカイゼンし続けるデジタルマーケティング支援専任チーム「エンゲージメント・マーケティング・センター（EMC）」モデル（※）を提供しております（EMC事業）。当事業では大量生産大量消費社会を牽引してきた大企業のマーケティングのあり方を変えるため、顧客企業に対するデジタルマーケティング・デジタルトランスフォーメーション支援を通じたCSV経営（社会課題解決と営利活動の両立経営）の導入支援および啓蒙活動を行います。また当社グループでは、社会課題を解決するソーシャルイノベーションベンチャーが1社でも多く発展するべく、デジタルクリエイター人材、エンジニア人材、AI人材等を派遣するデジタル人材事業も展開しております。

EMC事業及びデジタル人材事業を通じて持続可能な社会の創造に継続的な貢献を果たすため、当社グループではスキル向上意欲が高く、ミッションに深く共鳴する優秀なデジタルクリエイターの採用を拡大し、グループ1万人体制を目指します。新卒採用、地方採用とその育成制度の整備に注力すると同時に、当社グループに所属するデジタルクリエイターが幸せに働くことができる環境整備を行い、新たな事業開発を積極的に行います。デジタル経済の社会的影響が、行き過ぎた資本主義社会を続けるためではなく、持続可能な社会への転換に向けて発展するべく、デジタルクリエイター集団として行動してまいります。

（※）EMCモデルとは、顧客企業専用ユニットを編成し、戦略立案、デザイン、エンジニアリング等、Webサイト運用に関わる様々な専門業務を総合的に組み合わせ、データを活用したPDCAサイクルを回していくことで、顧客企業のマーケティング成果を向上させることを目標とした企業Webサ

イトの運用サービスです。

・経営戦略等

Webサイトやアプリ、SNS等を用いたデジタルマーケティング活動は今後も増加し続け、更にAI、IoTの台頭もあいまってデジタル経済は大きく拡大していきます。デザイナー、エンジニア、ディレクターやプランナーなどのデジタルクリエイターは、デジタル経済における価値創造の中心的な担い手であり、その枯渇状況はますます激しくなることが予想されます。当社はデジタルクリエイターの価値を尊重し、その幸せを追求し、デジタルクリエイターが活躍する会社を創ります。そしてデジタルクリエイターの価値創造が求められる対象領域ごとに、適切な形態のサービスを開発し提供します。加えて、独自の経営オペレーションマネジメントシステムを徹底することで、業界内において競争優位を確立し、持続的な高い利益成長を目指します。

第一の柱として、株式会社メンバーズを中心に主力サービスであるEMC事業(※)を展開しております。本事業領域においては、大手企業向けにデジタル時代のビジネス成果とユーザー体験をカイゼンし続けるデジタルマーケティング支援専任チーム“EMC (Engagement Marketing Center)”を編成し、大企業のデジタルマーケティング支援やデジタルトランスフォーメーション支援サービスを提供しています。このサービスの提供を通して、大量生産大量消費社会を牽引してきた大企業のマーケティングのあり方を持続可能な社会の実現へと変えるため、顧客企業に対してCSV経営(社会課題解決と営利活動の両立経営)の導入支援および啓発活動を進めています。

また、第二の柱としてデジタル人材事業を展開し、社会課題を解決するソーシャルイノベーションベンチャーが1社でも多く発展するべく、CSVプランニング力を身につけたクリエイターを1人でも多く輩出し、持続可能な社会創造に貢献してまいります。デジタルクリエイターの幸せな働き方、幸せな生き方を追求することで優秀な人材を確保し、デジタル革命を牽引するベンチャー企業へ継続的にデジタルクリエイター人材を提供しております。

事業開発においては既存のWebサイト運用・構築を中心とした領域のみならず、AI、IoTなどを含むデジタル経済に関わる新規領域において、事業ROE35%以上の業態・サービス開発を実施し、グループを拡大します。

(※) EMC事業には、EMCサービスの提供を主力事業とする株式会社メンバーズ、EMCサービスとの業務関連性の高いサービスを展開する株式会社マイナースタジオおよび株式会社ポップインサイトが含まれます。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針を定め、Webサイト上に公開しております。

<https://www.members.co.jp/ir/corporate/governance20200618.pdf>

基本的な考え方は本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載の通りです。また、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由については、本報告書の「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の3.に記載の通りです。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

<1> 方針・構成

・監査等委員・社外取締役以外の取締役

監査等委員・社外取締役以外の取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から基本報酬及び業績連動型報酬から構成することとします。特に、業績連動型報酬については、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める適切な割合を設定します。

基本報酬については、各取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額とします。

業績連動型報酬については業績及び企業価値向上、ミッション実現へのコミットメントを高めるため、通期税引前利益の成長率と本人の業績貢献度を指標として決定します。

・監査等委員

監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から基本報酬のみとします。

・社外取締役

社外取締役(監査等委員を除く)の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から基本報酬のみとします。

・グループ経営を管掌する執行役員(以下「グループ執行役員」という。)

グループ執行役員の報酬は、会社の業績向上及びミッション実現へのコミットメントを高めるため、基本報酬及び業績連動型報酬から構成することとします。

基本報酬については、各執行役員の職務の内容を勘案し、相応な金額とします。

業績連動型報酬については、通期税引前利益成長率と社内であらかじめ定めた通期税引前利益の目標に対する達成率、本人の業績貢献度を指標として決定します。

なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期税引前利益の目標は1,304百万円(前期比44.6%増)であり、実績は1,240百万円(同29.0%増)であります。

<2> 決定手順

・監査等委員、社外取締役以外の取締役

監査等委員・社外取締役以外の取締役の報酬額の決定にあたっては、手続の透明性と健全性を確保するため、上記方針に基づいて代表取締役が作成する報酬案の妥当性を指名・報酬委員会(監査等委員である取締役全員が委員を兼務)において審議した上で、同委員会の意見・助言を得て、取締役会において決議することとします。

・監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬額の決定にあたっては、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分の上、監査等委員会において委員全員の同意により定めるものとします。

・社外取締役

社外取締役(監査等委員を除く)の報酬額の決定にあたっては、その配分の考え方や算定方法について、指名・報酬委員会における審議を経た上で、取締役会において、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内でその配分を決定することとします。なお、当事業年度においては、監査等委員でない社外取締役はおりません。

・グループ執行役員

グループ執行役員の報酬額の決定にあたっては、手続の透明性と健全性を確保するため、上記方針に基づいて代表取締役が作成する報酬案の妥当性を指名・報酬委員会にて審議した上で、同委員会の意見・助言を得て、取締役会において決議することとします。

上記a,dに係る指名・報酬委員会は、当事業年度においては年3回開催されました。

[原則3-1. 情報開示の充実 (4) (5)]

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続を定め、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針として当社Webサイト上に公開しております。

<1>選任方針

・監査等委員・社外取締役以外の取締役

監査等委員及び社外取締役以外の取締役の候補者には、当社グループの業務執行に関する豊富な経験を有し、経営者としての視点をもちつつ当社グループ経営の根幹に携わった、以下の基準に沿った人物を選任することとします。

-ミッション実現に向けた強い信念を持つ者

-ミッション実現のための『Members Story』の構想力及び実行力を持つ者

-当社グループの経営指針である『超会社』コンセプトに沿った経営推進力を持つ者

-当社グループの共通価値観であるコアバリュー（挑戦・貢献・誠実・仲間）の体現者

・監査等委員

監査等委員の候補者には、監査の実効性を確保する観点から、会社経営、法務、財務、会計等の様々な分野から、それぞれ豊富な知識、経験を有する者をバランスよく選任することとし、特に監査等委員のうち1名は、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者とするよう努めます。

・社外取締役

社外取締役の候補者には、当社グループのミッションの実現に向けた『Members Story』の推進に貢献するための豊富な知識、経験、知見を有する者を基準に当社グループの発展に寄与できる人物を選任することとします。

・グループ執行役員

グループ執行役員の候補者には、当社グループの業務執行に関する豊富な経験をもちつつ当社グループの業務執行の根幹に携わり、以下の基準に沿った人物を選任することとします。

-ミッション実現に向けた強い信念を持つ者

-ミッション実現のための『Members Story』の実行力を持つ者

-当社グループの経営指針である『超会社』コンセプトに沿った経営推進力を持つ者

-当社グループの共通価値観であるコアバリュー（貢献・挑戦・誠実・仲間）の体現者

<2>解任方針

上記に定める代表取締役以下経営陣についての解任方針は以下の通りとします。

・公序良俗違反および反社会的行為を行った場合

・健康上の理由により職務の継続が困難となった場合

・職務を怠ったことにより、著しく当社の企業価値を毀損させた場合

・選任方針に定める資質が認められなくなった場合

<3>手続き

・監査等委員・社外取締役以外の取締役

監査等委員及び社外取締役以外の取締役の選解任にあたっては、取締役会の構成も勘案し、上記に定める取締役に要求される資質及び業績等の評価を踏まえて代表取締役社長が人事案を作成し、指名・報酬委員会にて監査等委員の意見・助言を受けた上で、株主総会における取締役選解任議案として取締役会決議を得ることとします。

・監査等委員

監査等委員の選解任にあたっては、監査等委員会の構成及び監査等委員の資質を踏まえて代表取締役社長が人事案を作成し、指名・報酬委員会にて監査等委員の意見・助言を得た後に、監査等委員会の同意を得た上で、株主総会における当該監査等委員である取締役の選解任議案として取締役会決議を得ることとします。

・社外取締役

社外取締役の選解任にあたっては、社外取締役の構成及び社外取締役の資質を踏まえて代表取締役社長が人事案を作成し、指名・報酬委員会にて監査等委員の意見・助言を得た上で、株主総会における当該社外取締役の選解任議案として取締役会決議を得ることとします。

・グループ執行役員

グループ執行役員の選任にあたっては、グループ執行役員の資質を踏まえてグループ経営会議にて人事案を作成し、代表取締役社長が推薦の上、指名・報酬委員会にて監査等委員の意見・助言を得た上で、当該グループ執行役員の選解任議案として取締役会決議を得ることとします。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社では、取締役の候補者について、有価証券報告書及び株主総会招集ご通知（参考書類）に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。

[補充原則4－1<1>経営陣に対する委任の範囲の概要]

当社では2001年より、執行役員制度を設け、機動的な経営を行っております。

また、2017年6月22日の株主総会において監査等委員会設置会社へ移行し、グループ経営会議の審議及び決議を条件として、業務執行取締役への権限の委譲を行っております。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役6名から構成されており、定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。取締役会議長は、定款の定めに従い、取締役社長が務めます。

また、当社の取締役会は、経営指針である『超会社』コンセプトに基づき、ミッションの実現に向けて、次に掲げる役割を担います。

-グループ経営会議（下記参照）やグループ執行役員が適切なリスクテイクができる環境を整備すること

-グループ経営会議やグループ執行役員の業務執行の監督を行うこと

併せて、以下の事項に関する決定又はモニタリングを行います。

-株主総会に関する事項

-決算等に関する事項

-役員に関する事項

-経営計画に関する事項

-内部統制に関する事項

-特に重要な業務執行の決定及び執行状況に関する事項

なお、意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針『Members Story』に基づく業務執行については監査等委員以外の取締役及びグループ経営会議への権限委譲を進め、取締役会はその業務執行を監督します。加えてコーポレート・ガバナンスの維持向上及び経営の

健全性の観点から重要な責務のひとつとして、取締役会は、代表取締役社長の後継者の計画について適切に監督を行います。

<グループ経営会議>

当社のグループ経営会議は、ミッションの実現に向け取締役会が決定した基本方針及び『Members Story』に則り、取締役会より委譲された権限に基づき、業務を執行します。業務執行取締役2名、常勤監査等委員である取締役1名、グループ執行役員4名で構成されており、原則として定時で毎月2回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催し、グループ経営会議規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定（取締役会決議事項を除く）、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は社外取締役を4名選任しており、うち2名を独立社外取締役としております。選任している社外取締役は企業経営に関する知見を有し、多角的、中立的視点から監督、提言を適切に行っており独立社外取締役としての責務を十分果たしております。選任理由は株主総会招集通知および最新年度の有価証券報告書に記載の通りです。

<https://www.members.co.jp/ir/library/>

[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では社外役員の独立性に関する判断基準を制定し、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針および有価証券報告書において開示しております。具体的な内容は、最新年度の有価証券報告書に記載の通りです。

<https://www.members.co.jp/ir/library/>

[補充原則4-11<1>取締役会の構成についての考え方]

当社取締役会は、各事業、あるいは会社業務等に精通し、機動性のある業務執行を司る業務執行取締役と、上場会社の経営経験があり、幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されております。

また、当社の監査等委員会は、全員が社外取締役であり、実効性確保のため、監査等委員の互選により、常勤の監査等委員を1名選任しております。監査等委員は会社経営、法務、財務、会計等の様々な分野から、それぞれ豊富な知識、経験を有する者をバランスよく選任しており、特に常勤監査等委員は公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を持ち、長年の銀行勤務の経験により、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

[補充原則4-11<2>取締役の兼任状況]

当社の社外取締役4名のうち3名は他の上場会社等の役員を兼務しております。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないし監査業務を適切に果たすことができると考えております。社外取締役の他社との重要な兼任状況は、招集通知や有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等において、毎年開示を行っております。

[補充原則4-11<3> 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

取締役全員を対象に、取締役会の構成、運営、役割・責務等に関する自己評価アンケートを毎期末に実施し、取締役会の実効性を分析・評価しております。2020年3月に実施した最新のアンケート結果から、取締役会の運営は概ね適切に行われており、取締役会はその役割・責務を十分に果たしていると認識しております。

一方で、経営の基本方針である『Members Story』に沿った経営の実践状況をレビューする機会をより明確に設けるべきであるとの意見が示され、改善を図ることいたしました。また、ジェンダー等の面から取締役会の構成の多様性を高める点については、引き続き課題として認識しております。現状、女性の取締役はおりませんが、2020年4月に女性のグループ執行役員1名を選任いたしました。今後とも、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

[補充原則4-14<2>取締役に対するトレーニング方針]

・社外取締役以外の取締役

取締役に対しては、就任時に所管部門から取締役としての義務・責任を中心とする事項に関する説明を実施するとともに、就任後も社外有識者による講義等の機会を提供するほか、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の結果に基づき、必要と認める場合には適宜適切なトレーニングの機会を設けております。

・社外取締役

社外取締役の就任時には、当該社外取締役に対し、当社の経営概況及びコーポレート・ガバナンス体制を担当部門から説明し、当社経営への理解を深めるための機会を提供しております。

[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社は、株主及び投資家による企業理解の促進を図るため、以下の方針に基づき、株主及び投資家との対話を図るものとしております。

- IR担当を統括する役員のもと、IR担当が窓口となり関係各部署と連携して対話を行う。
- 定時株主総会のほか、決算発表時に定期的な説明会を開催し、個人株主、機関投資家とのコミュニケーションを図る。
- 株主及び投資家との対話を通じて把握した意見、要望等については、経営陣にフィードバックする。

また、株主及び投資家との対話の際には、インサイダー取引防止規程に従い、情報の適切な管理に努めるとともに、インサイダー取引の防止のために細心の注意を払うこととしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
剣持 忠	2,910,900	22.66
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	2,106,900	16.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,382,600	10.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	903,800	7.03
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	501,633	3.90
メンバーズ従業員持株会	337,919	2.63

株式会社晴	250,000	1.95
日本生命保険相互会社 特別勘定年金口	202,100	1.57
高野 明彦	175,898	1.37
露木 琢磨	152,400	1.19

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
甘粕 潔	他の会社の出身者											
金井 政明	他の会社の出身者								○			
玉上 進一	他の会社の出身者											
豊福 直紀	他の会社の出身者							○				

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
甘粕 潔	○	○	---	公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を保有しており、また、長年の銀行業務経験により財務・会計に関する知見を有しております。それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に活かしていただくことを目的として、選任しております。

金井 政明	○		当社の取引先である株式会社良品計画の代表取締役会長 兼 執行役員であります。当社は同社とネットビジネス支援事業の取引があり、当社の連結売上収益に占める同社向け売上額の割合は、2.1%であります。当社が公表している独立性判断基準に照らして、当社の主要な取引先に該当します。なお、株式会社良品計画の連結営業収益に占める当社との年間取引額は2%未満であります。	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、当社が重視するCSV（共通価値の創造）経営に対しても深い知見と実績を有しております。それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを目的として、選任しております。
玉上 進一	○	○	----	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、地方拠点の活用を通じた高品質なBPO（ビジネスプロセスアウトソーシング）サービスの提供、社員が長期的に働きやすい環境づくりなどに高い実績を上げております。それらを当社の監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを目的として、選任しております。
豊福 直紀	○		当社主要株主であるデジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社の取締役であります。	日本のインターネット広告市場を牽引してきた企業での役員をはじめとする豊富な経験により、特に当社事業と関連の高い分野における専門的な知識と経験を有しております。それらを監査等委員である社外取締役として当社の監査等に反映していただくことを目的として、選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

現在管理部門の使用人1名が兼務の形で監査等委員会の職務の補助を行っております。
監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人及びその変更については、常勤監査等委員の同意を要するものとします。また当該使用人は当社の就業規則等に但いますが、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、人事考課等に際しては、常勤監査等委員に意見を求めるものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員会は、全員が社外取締役で構成されています。1名以上の常勤監査等委員を中心として、法令に基づく調査権限を積極的に行使するとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査します。委員長は、常勤監査等委員が務めております。

常勤監査等委員はグループ経営会議等の重要会議に出席し、業務執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、業務執行取締役とは定期的に個別の会合をもち、意見交換および情報共有を行います。各子会社の監査役は常勤監査等委員が兼務し、子会社の取締役からも報告を受け、意思疎通を図ります。

また、監査の有効性を高めるために、内部監査部門及び会計監査人と四半期ごとおよび必要により適時に情報・意見の交換を行うとともに、三者の監査結果を適宜共有し、緊密な連携を図ります。さらに、コンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けます。

常勤監査等委員が入手した重要な事項については、適時に他の監査等委員と共有し、必要により監査等委員会において審議します。これらの活動を踏まえ、監査等委員は、各自が備える豊富な知見、経験に基づき、取締役会で定めた『Members Story』の進捗を監督するとともに、取締役会において積極的に意見を述べます。

なお、監査等委員会は、会計監査人選定及び評価の基準を定め、当該基準に基づき会計監査人を評価するとともに、会計監査人に求められる独立性及び専門性を有しているかを確認の上で、その選解任を決定します。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	任意の指名・報酬委員会	4	1	0	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	任意の指名・報酬委員会	4	1	0	4	0	0	社外取締役

補足説明

当社の取締役会の任意の諮問機関として、全員が社外取締役である監査等委員で構成された指名・報酬委員会を設置しております。監査等委員以外の取締役及びグループ執行役員の選任・解任ならびに評価、報酬案について審議を行い、審議結果を取締役に上程します。委員長は、常勤監査等委員が務めております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、以下の基準のいずれにも該当しないものを独立社外取締役として認定し、東京証券取引所へ届出をしております。

- (1) 当社及び当社の関係会社（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（※1）
 - (2) 当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
 - (3) 当社グループを主要な取引先とする者（※3）又はその業務執行者
 - (4) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭（※4）その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
 - (5) 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
 - (6) 当社グループの主要株主（※5）又はその業務執行者
 - (7) 当社グループの非業務執行取締役又は会計参与（※6）
 - (8) 上記（1）～（6）に該当する者の近親者等（※7）
 - (9) 過去3年間に於いて、（1）～（7）に該当していた者
- ※1. 業務執行者とは、法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く。）執行役、執行役員、業務を執行する社員その他これらに類する役職者及び使用人等の業務を執行する者をいう。
- ※2. 主要な取引先とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、当社グループの連結売上高の2％以上を占めている企業をいう。
- ※3. 主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引において、支払額又は受取額が、取引先企業の連結売上高の2％以上を占めている企業をいう。
- ※4. 多額の金銭とは年額1,000万円以上をいう。
- ※5. 主要株主とは、総議決権の10％以上の議決権を直接又は間接的に保有するものをいう。
- ※6. 独立役員が監査等委員である取締役の場合に限る。
- ※7. 近親者等とは、2親等内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

- (1) 監査等委員・社外取締役以外の取締役
・監査等委員・社外取締役以外の取締役の報酬は、業績の反映及び株主との価値共有という観点から基本報酬及び業績連動型報酬から構成することとします。特に、業績連動型報酬については、中長期的な業績向上と企業価値の増大に対する貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める適切な割合を設定します。
・基本報酬については、各取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額とします。
・業績連動型報酬については、業績及び企業価値向上、ミッション実現へのコミットメントを高めるため、通期税金等調整前当期純利益の成長率と本人の業績貢献度を指標として決定します。
- (2) 監査等委員
監査等委員である取締役の報酬は、監査業務や業務執行の監督等の職務の適正性を確保する観点から基本報酬のみとします。
- (3) 社外取締役
社外取締役（監査等委員を除く）の報酬は、業務執行部門からの独立性を確保する観点から基本報酬のみとします。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

役員、従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
2020年3月期における、当社の取締役および監査役に対する役員報酬については、以下のとおりであります。
-取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の年間報酬総額:77,583千円
-取締役(監査等委員)(社外役員を除く。)の年間報酬総額:0千円
-社外取締役の年間報酬総額:15,600千円

- (注) 1. 上記には、2019年6月22日開催の第24期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)1名を含めております。
2. 監査等委員でない社外取締役は選任しておりません。
3. 取締役(監査等委員)1名(社外取締役)は無報酬であります。
4. 事業年度末の人数は、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)2名、社外取締役4名であります。

その他詳細につきましては、有価証券報告書において開示されており、その内容は当社Webサイトにおいても掲載されております。以下のURLをご参照ください。

<https://www.members.co.jp/ir/library/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- (1) 監査等委員・社外取締役以外の取締役
監査等委員・社外取締役以外の取締役の報酬の決定にあたっては、手続きの透明性と健全性を確保するため、指名・報酬委員会にて報酬の算定方法の決定に関する方針等について審議し、監査等委員の意見・助言を得て、取締役会において、株主総会で決議された総額の範囲内でその配分を決定することとします。
- (2) 監査等委員である取締役
監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会において決議された報酬の総額の範囲内で、それぞれの監査等委員の役割・職務の内容を勘案し、常勤及び非常勤を区分の上、監査等委員会の決議により定めるものとします。
- (3) 社外取締役
社外取締役(監査等委員を除く)の報酬の決定にあたっては、その配分の考え方や算定方法について、指名・報酬委員会における審議を経た上で、監査等委員の意見・助言を得て、取締役会において、株主総会で決議された報酬の総額の範囲内でその配分を決定することとします。
- (4) グループ執行役員
グループ経営執行役員の報酬の決定にあたっては、手続きの透明性と健全性を確保するため、指名・報酬委員会にて報酬の算定方法の決定に関する方針等について審議し、監査等委員の意見・助言を得て、取締役会において決定することとします。

[社外取締役のサポート体制]

当社では、取締役会運営事務局が取締役会資料の確認を事前に行い、会日に十分に先立って社外取締役に送付しております。
社外取締役においては、必要に応じ代表取締役より事前の説明を行っております。
また、取締役はその職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整えており、グループ経営企画室が中心となって、速やかに情報提供するものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、2017年6月22日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、意思決定の迅速化、経営の透明性と客観性の向上、監査・監督機能の強化、及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化により、経営の健全性と効率性を高めるものであります。

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役6名から構成されており、定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。取締役会議長は、定款の定めに従い、取締役社長が務めます。

また、当社の取締役会は、経営指針である『超会社』コンセプトに基づき、ミッションの実現に向けて、次に掲げる役割を担います。

- ・グループ経営会議(下記参照)やグループ執行役員が適切にリスクテイクができる環境を整備すること
- ・グループ経営会議やグループ執行役員の業務執行の監督を行うこと

併せて、以下の事項に関する決定又はモニタリングを行います。

- ・株主総会に関する事項
- ・決算等に関する事項
- ・役員に関する事項
- ・経営計画に関する事項
- ・内部統制に関する事項
- ・特に重要な業務執行の決定及び執行状況に関する事項

なお、意思決定の迅速化のため、取締役会で決議した経営の基本方針『Members Story』に基づく業務執行については監査等委員以外の取締役及びグループ経営会議への権限委譲を進め、取締役会はその業務執行を監督します。加えてコーポレート・ガバナンスの維持向上及び経営の健全性の観点から重要な責務のひとつとして、取締役会は、代表取締役社長の後継者の計画について適切に監督を行います。

<グループ経営会議>

当社のグループ経営会議は、ミッションの実現に向け取締役会が決定した基本方針及び『Members Story』に則り、取締役会より委譲された権限に基づき、業務を執行します。業務執行取締役2名、常勤監査等委員である取締役1名、グループ執行役員4名で構成されており、原則として定時で毎月2回開催するほか、必要に応じて臨時グループ経営会議を開催し、グループ経営会議規程に基づき経営に関する重要事項の協議決定（取締役会決議事項を除く）、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

<監査等委員会>

当社の監査等委員会は、全員が社外取締役で構成されています。1名以上の常勤監査等委員を中心として、法令に基づく調査権限を積極的に行使用するとともに、違法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査します。委員長は、常勤監査等委員が務めております。

常勤監査等委員はグループ経営会議等の重要会議に出席し、業務執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、業務執行取締役とは定期的に個別の会合をもち、意見交換および情報共有を行います。各子会社の監査役は常勤監査等委員が兼務し、子会社の取締役からも報告を受け、意思疎通を図ります。

また、監査の有効性を高めるために、内部監査部門及び会計監査人と四半期ごとおよび必要により適時に情報・意見の交換を行うとともに、三者の監査結果を適宜共有し、緊密な連携を図ります。さらに、コンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部統制部門あるいは関連部門から定期的又は個別に報告を受けます。

常勤監査等委員が入手した重要な事項については、適時に他の監査等委員と共有し、必要により監査等委員会において審議します。これらの活動を踏まえ、監査等委員は、各自が備える豊富な知見、経験に基づき、取締役会で定めた『Members Story』の進捗を監督するとともに、取締役会において積極的に意見を述べます。

なお、監査等委員会は、会計監査人選定及び評価の基準を定め、当該基準に基づき会計監査人を評価するとともに、会計監査人に求められる独立性及び専門性を有しているかを確認の上で、その選解任を決定します。

<任意の指名・報酬委員会>

当社の取締役会の任意の諮問機関として、全員が社外取締役である監査等委員で構成された報酬・指名委員会を設置しております。監査等委員以外の取締役及びグループ執行役員の選任・解任ならびに評価、報酬案について審議を行い、審議結果を取締役に上程します。委員長は、常勤監査等委員が務めております。

<リスク・コンプライアンス委員会>

当社は、管理部門担当取締役を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。メンバーはグループ執行役員によって構成されており、常勤監査等委員である取締役がオブザーバーとして参加します。

リスク管理及びコンプライアンスに関する重点課題の策定及び目標達成に向けた課題について、四半期に1回以上協議、決定を行い、適宜取締役会に報告します。

<取締役の定数>

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の定数を5名以内とし、監査等委員である取締役の定数を3名以上とする旨を定款に定めております。加えて、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針において、取締役の員数は8名以内とし、監査等委員である社外取締役を過半数以上（社外取締役のうち2名以上は当社が定める基準を満たす独立社外取締役）とする方針を定めております。

<取締役の任期>

定款上の取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は1年であり、監査等委員である社外取締役の任期は2年であります。

加えて、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針において社外取締役の就任可能な期間は、原則として、最大8年とする旨を定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立性の高い社外取締役を選任し、原則として監査等委員にも任命することにより監督機能を強化し、業務執行機能の適正性を確保することで、監査・監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、企業価値をより向上させることを目的として、現体制を採用しております。また、任意の取締役会諮問機関である指名・報酬委員会を設置し、社外取締役の適切な関与・助言の機会を設けるなど、公正かつ透明性の高い手続きを行う体制を構築しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化および開示に努めております。 2020年6月18日開催の定時株主総会においても、2020年5月25日に東京証券取引所のWebサイトおよび当社Webサイトに早期開示し、2020年5月29日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年、株主総会は集中日の回避等、株主の皆様が参加しやすい開催場所及び開催日の設定に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本方針において、適切な情報開示における基本方針を定めており、Webサイト上で公表しております。 株主との関係及び適切な情報開示における基本方針 (1) 当社は、株主に配慮した経営を行うことを大原則に、社外に対する迅速で正確な情報の発信による経営の透明性向上に努めるとともに、適切な対話の機会を設け、当社の事業等に対する理解の促進を図る。 (2) 当社は、取締役会において策定した『Members Story』の内容及び進捗状況を適切なタイミングで株主に共有するものとする。 (3) 当社は、株主総会招集通知、事業報告、その他の財務情報及び非財務情報の開示を適切に行うとともに、当社Webサイトや統合レポート等により、法令及び国内金融商品取引所規則に基づく開示以外の情報の提供にも積極的に取り組む。 (4) 当社は、前項に基づき当社が開示・提供する情報（とりわけ非財務情報）が、利用者にとって分かりやすく、付加価値の高いものとなるように留意する。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会内においてパワーポイントを用いた事業内容、業績、経営方針等の事業説明を行い、質疑応答を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期および本決算時にアナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイトにおいて決算開示等、IR情報の開示を行っております。 https://www.members.co.jp/ir/ タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組む方針であります。	
IRに関する部署（担当者）の設置	グループ経営企画室においてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本方針において、社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について定めており、Webサイト上で公表しております。 ・株主の権利確保 (1) 当社は、当社の株主をその有する株式の内容及び数に応じて実質的に平等に取り扱い、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利の行使を事実上妨げることのないように配慮し、これらの権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行う。 (2) 当社は、株主による権利行使に係る適切な環境整備の観点から、株主総会の開催にあたっては、次に掲げる事項を実施及び整備する。 ・株主総会招集通知及び事業報告の早期発送 ・いわゆる集中日における開催を避けるなど、株主総会関連の日程の適切な設定 ・株主の適切な議決権行使の判断に資する情報の的確な提供 (3) 株主総会において、可決には至ったものの、賛成率が行使された議決権の90%に満たなかった会社提案議案があった場合は、賛成率が低かった要因を分析し、その分析結果及び株主との対話その他の対応の要否について取締役会に報告する。取締役会は、当該報告の結果を踏まえ、必要に応じて、機関投資家を中心とする株主との対話その他の措置を講じるものとする。 また、未公表の重要事実の取扱いについて、株主間の平等を図ることを基本とすべきという考えのもと、金融商品取引法等の関連法令を遵守することはもとより、インサイダー取引防止を目的とした社内規程「インサイダー取引防止規程」に基づき、情報管理に努めることとしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本方針において、株主以外のステークホルダーとの関係について定めており、Webサイト上で公表しております。 ・株主以外のステークホルダーとの関係についての基本方針 当社グループの経営指針である『超会社』コンセプトのもと、『社会への貢献』『社員の幸せ』『会社の発展』を同時に実現することを目指し、妥協することなく追求する。すなわち、次に掲げる事項への積極的な取り組みを通じて、社員、顧客、ビジネスパートナー、地域社会などのステークホルダーの発展に貢献するのみならず、社会課題の解決に貢献できるよう企業経営を行い、ミッションの実現を図る。 ・共通価値を軸として企業と人々が深く長期的にコミュニケーションを築くことを支援し、デジタル技術を通して 持続可能な消費と生産のパターンを実現する。 ・雇用、特に地方雇用を創出し、わが国経済に貢献する。 ・高度なスキルを持つデジタルクリエイター人材を育成し、デジタルエコノミーの進展に貢献する。 ・女性活躍推進、労働時間改善によるデジタルマーケティング業界の就労環境を健全にする。 ・社会課題解決型のクリエイティブ人材を10万人輩出する。 ・地球の持続可能性を高める取り組みを社員一丸となって推進する。 なお、当社は東日本大震災の復興支援として、長期的かつ継続的に震災復興に貢献するため、現地での雇用が重要だと考えウェブガーデン仙台を開設し、継続的な雇用を行っております。また、地方の雇用促進および活性化のための地方拠点の開設を行っております。
その他	・女性の活躍に向けた取り組みについて 当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針において女性活躍推進のための基本方針を定め、女性が長く働き活躍できる仕組み作りを行っております。 (1) 女性の活躍とネットワークづくりを積極的に支援するための社内組織である『Womembers Program推進委員会』を通じて、女性の活躍促進策を推進し、会社として女性活躍の機会、環境を整備する。 (2) 男性と女性が同等に活躍することができる職場にするための指標として女性管理職比率を設定し、積極的に女性管理職を育成、輩出する。 なお、育児休暇制度では最大で子どもが3歳になるまで育児休暇を取得することができ、育児における勤務時間短縮制度においても、小学校6年生まで就業時間を制限し働くことが可能です。 また、女性に限定せず育児対象者に対して在宅勤務制度を設けることで、育児と業務の両立を実現できる職場環境の整備に取り組んでおります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

・業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

a. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の全取締役、全使用人、当社子会社の監査役が法令や会社諸規程を遵守し、コンプライアンスを重視した継続企業（ゴーイングコンサーン）として存続・発展するために全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底します。

当社は、コンプライアンス担当取締役を任命し、その主導の下にリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、法令違反等の有無の報告、処分を含む処置に当たります。

b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、文書管理規程を制定しており、全取締役はこの規程の定めるところに従って情報の保存及び管理を行います。また、文書の電子化等の新しい技術の進歩、保存方法の進化等に常に留意し、時代の変化に対応した文書管理規程の見直し・改訂を行います。また取締役は全使用人に対し情報の保存等に関して適宜指導し、取締役及び監査等委員の閲覧の要望に迅速に対応できる体制を構築します。

当社は、子会社管理規程に基づき子会社へ役職員を派遣し、常勤監査等委員が各子会社の監査役を兼務します。また、当社から派遣する役職員は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告等を行います。子会社に対しては、当社内部監査部門による内部監査を行います。

また、当社子会社の取締役等の職務の執行に関する当社への報告に関し、各社の役割・機能等を踏まえた報告制度を整備します。

c. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社は、リスク管理規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を中核とする総合的なリスク管理体制を構築・整備・運用します。またこれらのリスクの顕在化による経済的損失をカバーする各種の損害保険等について定期的に見直します。

d. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会が高い独立性と専門性を保持しつつ取締役会の監督機能を果たせるよう、取締役総数のうち、社外取締役を過半数以上とし、社外取締役のうち2名以上は当社が定める基準を満たす独立社外取締役とします。

当社及び取締役会設置の当社子会社は、定例取締役会を毎月1回開催します。原則として当社は全取締役が出席し、当社子会社においては全取締役及び監査役が出席して開催し、取締役会規程及び関係法令に定められた重要な意思決定を行います。当社においては取締役が、当社子会社においては取締役及び監査役が、必要と認めた場合、意見を述べるとともに特に取締役が反対意見のときはこれを議事録に記録します。議案は原則として書面の説明書をつけ、会日の数日前には取締役会メンバー（当社においては全取締役、当社子会社においては全取締役及び監査役）に配付します。

取締役会非設置の当社子会社は、決裁権限を定め当社グループ経営会議において、経営の監督を行っています。また、当社常勤監査等委員が当社子会社の監査役を務め、子会社の監査を行っております。

また取締役会の決定事項の徹底を図るため及び取締役会の意思決定に資するため当社グループ執行役員が出席するグループ経営会議を定期的に開催し、全常勤役員はこれに出席します。

e. 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、及び全員を社外取締役とする監査等委員会の設置による取締役の職務執行の適性・効率性を確保し、ならびに独立した内部監査担当を選任し、内部監査担当にて内部統制システムの整備及び運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告します。

当社及び当社子会社は、社内・社外の双方に内部通報窓口を設置し、実名及び匿名のいずれによる内部通報も可能とするともに、当社及び当社子会社の使用人が、不利益を被る危険を懸念することなく内部通報を行うことができるよう、情報提供者の秘匿や内部通報を行ったことを理由とする不利益取扱いの禁止を社内の規則にて定め、これを徹底します。

取締役会は、定期的に内部通報制度の運用状況について報告を求め、監督します。

当社は、代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、当社及び当社子会社の業務活動における生産性向上や適正性の確保・コンプライアンス等の観点から、業務執行状況の監査を実施し、内部統制部門と連携の上、内部統制の改善指導及び実施の支援を行います。

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員が当社子会社の監査役を兼任し、取締役との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

f. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社管理規程に基づき当社から子会社へ役職員を派遣し、常勤監査等委員が各子会社の監査役を兼務します。また、当社から派遣する役職員は、子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告等を行います。

子会社に対しては、当社内部監査部門による内部監査を行います。

g. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在管理部門の使用人1名が兼務の形で監査等委員会の職務の補助を行っております。

h. 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人及びその変更については、常勤監査等委員の同意を要するものとします。また当該使用人は当社の就業規則等に依りますが、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、人事考課等に際しては、常勤監査等委員に意見を求めるものとします。

i. 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制及び監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

取締役は、定例及び臨時の取締役会において業務の執行状況の報告を行うとともに、会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等については、全容を明らかにし、監査等委員の意見を聴取します。

監査等委員には取締役会前に事前に議案書等を配付し、取締役会での意見陳述を促す環境整備を行うとともに、監査等委員会の職務の遂行に必要な情報を取締役会事務局に求められる環境を整え、速やかに情報提供します。

また、常勤監査等委員は当社におけるリスク・コンプライアンス委員会のオブザーバーとして当社グループのリスク、問題点等を把握し対応します。

さらに、当社は、社内・社外の双方に内部通報窓口を設置し、常勤監査等委員が社内の受付窓口となっています。内部通報窓口には実名及び匿名のいずれによる内部通報も可能とするともに、当社及び当社子会社の使用人が、不利益を被る危険を懸念することなく内部通報を行うことができるよう、情報提供者の秘匿や内部通報を行ったことを理由とする不利益な取扱いの禁止を社内の規則にて定め、これを徹底し、通報者が保護される

体制を整備しております。

j. 当社子会社の取締役、監査役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

当社は、当社子会社で発生した会社の信用を著しく損なう案件や会社の業績に重大な悪影響を及ぼす案件等の重要事項について、常勤監査等委員が当該子会社の監査役を兼務し、直接的に監査等委員会に報告できる体制を整備します。

また、上記の内部通報窓口は、当社子会社の使用人も利用可能となっています。

k. 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社グループの監査等委員の職務遂行のために生じる費用については、当社が負担します。

l. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員の過半数は、社外取締役とします。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により、常勤の監査等委員を1名以上置くこととします。

常勤監査等委員はグループ経営会議等の重要会議に出席し、業務執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、重要な事項については他の監査等委員にも共有し監査の実効性を高めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力排除マニュアルを整備し、反社会的勢力及び団体からの要を断固拒否する方針を堅持します。

また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の反社チェック等、チェック体制を構築しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

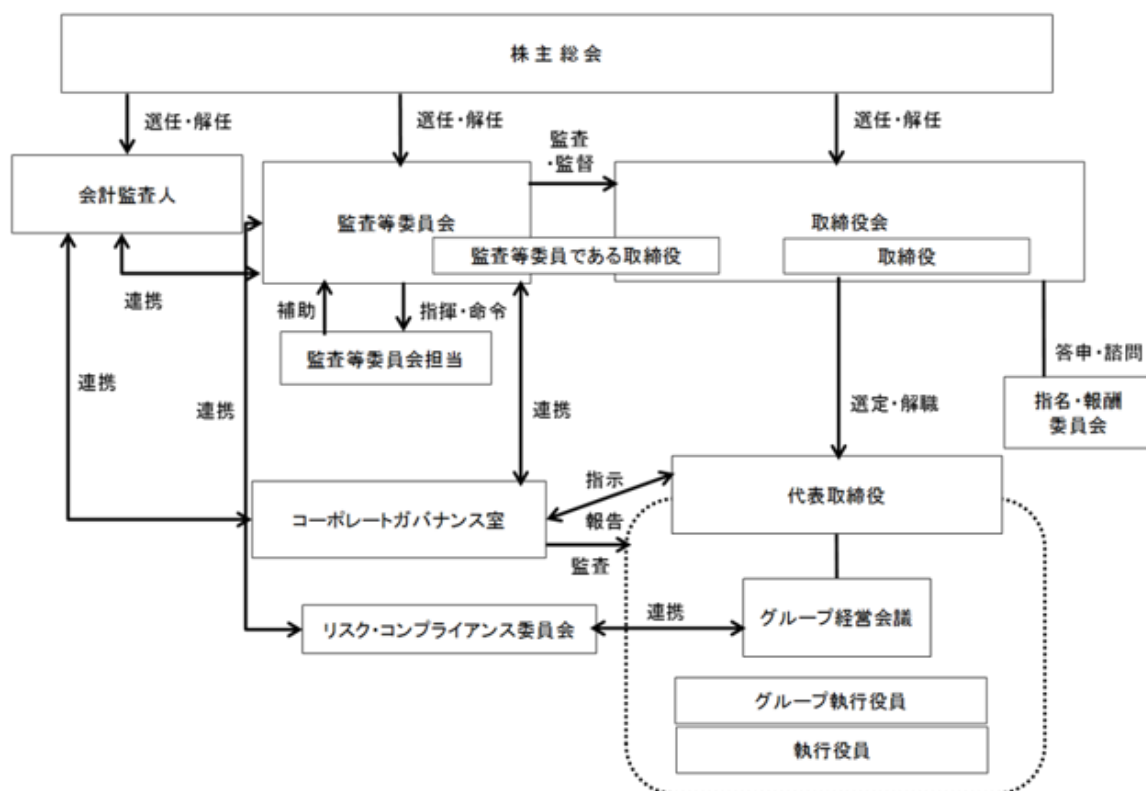
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



■適時開示体制の概要(模式図)

